

物品売買単価基本契約書

1 物品の品名等

品 名	令和 年度事務用品（ ）の購入に係る単価契約
規格品質	別紙のとおり

2 契約金額

				別	紙	の	と	お	り
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

円

取引に係る消費税
及び地方消費税の額

代金請求時の数量に単価を乗じ、その金額に10%を乗じた金額とする。

円

3 契約保証金

4 納入場所 発注者の指定する場所

5 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

宮城県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）
とは、上記物品の売買単価について、別記の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。
ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県知事 村 井 嘉 浩

受注者

(総則)

第1条 物品の品名等、契約金額、契約保証金、納入場所及び契約期間は、頭書の記載のとおりとする。

2 この契約は単価を定める基本契約であり、この契約に基づく物品の売買契約は、発注者が受注者に納入数量、納入期限及び納入場所を記載した単価契約物品発注書により発注し、受注者が受注回答することにより成立する。

(納入及び検査)

第2条 受注者は、契約期間中、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに指定する場所に納入しなければならない。

2 発注者は、物品が納入されたときは、受注者の立会いの下、検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを取り替え、又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(売買代金の支払)

第3条 受注者は、前条の検査に合格した後でなければ、売買代金の支払を請求することができない。

2 受注者は、発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受注者に売買代金を支払うものとする。

(違約金)

第4条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めたときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 受注者が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき、又は納入する見込みがないとき。

(3) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者が必要があると認めたとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 受注者は、自己の責めによる契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、自己の責めによる契約解除に伴い受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第8条 第2条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、補修、又は代金を減額するものとする。

(公正入札違約金)

第10条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、契約金額に前年度発注実績数量を乗じた金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

(賠償金等の徴収)

第 11 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.5 %の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき年 2.5 %の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 の規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

3 前項の規定に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行ったときは、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 50 条第 1 項の規定により、出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第 13 条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(契約外の事項)

第 14 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。